

越谷市いじめ防止基本方針

令和2年7月改定

越谷市
越谷市教育委員会

《目次》

はじめに	1
I いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの認知	2
4 いじめのとらえ方	2
5 責務	2
II 市及び教育委員会が実施する施策	
1 市及び教育委員会が設置する組織	
(1) 越谷市いじめ問題対策連絡協議会	4
(2) 越谷市いじめ防止対策委員会	4
(3) 越谷市いじめ問題再調査委員会	4
2 市及び教育委員会が実施する施策	
(1) 「いじめの未然防止」のための取組	4
(2) 「いじめの早期発見」のための取組	5
(3) 「いじめに対する早期対応といじめの早期解消」のための取組	5
III 学校が実施する施策	
1 基本方針の策定と組織等の設置	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) 各学校におけるいじめ防止等に関する組織の設置	6
2 学校が実施する施策	
(1) 「いじめの未然防止」のための取組	6
(2) 「いじめの早期発見」のための取組	7
(3) 「いじめに対する早期対応といじめの早期解消」のための取組	7
IV 重大事態への対処	
1 重大事態の定義	8
2 発生時の対応と調査	
(1) 重大事態発生時の対応	8
(2) 調査の実施	8
3 調査結果の取扱	9
4 再調査と結果の取扱	9
V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10

はじめに

子どもたちは誰もが等しく教育を受け、学校、家庭及び地域等に見守られながら、自らの将来の夢や目標に向かってのびのびと成長することができる権利を有しています。しかし、いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものです。

以上のことに鑑み、越谷市(以下「市」という。)及び越谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定及び「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。)に基づき、平成27年3月に「越谷市いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消のための様々な取組を行ってきました。

しかし、現行のいじめの防止等対策について不十分な部分を補強する対策を新たに追加する、また、いじめの防止等対策に当たり、学校現場において困難が生じている部分を改善する観点から、文部科学省は「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成29年3月14日に改定しました。市及び教育委員会としては、子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を整備し、いきいきと誰もが夢に向かって輝くことのできる学校づくりを推進するため、「越谷市いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)の見直しを図りました。

このことにより、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもたちを見守る体制を構築することで、越谷市のすべての子どもたちが、望ましい人間関係の中で、夢に向かって輝き、健やかに成長していけることの実現を目指します。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。」及び「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消のため、市及び教育委員会、学校、家庭、地域及び関係機関等の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、法第2条にあるように「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめの認知

児童生徒間で生じる諸問題は、関係する児童生徒同士の関係、発生状況、周囲の対応、背景にある事情等により様々であり、同じ行為を受けた場合でも感じ方の個人差も大きい。したがって、行為の分類によっていじめの認知に対する判断を行うのではなく、その行為を受けた児童生徒の感じる被害性に着目し、心理を理解することでいじめとしての認知を行う。

4 いじめのとらえ方

- いじめは、どの子どもにもどの学級や集団にも起こり得るものである。
- いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、学校教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって防止や解消に向けて取り組むべき問題である。

5 責務

○ 市及び教育委員会の責務

市及び教育委員会は、いじめの防止等に関する意識の高揚と啓発を図るため、あらゆる機会をとらえ啓発活動を推進する。

また、いじめの早期発見に対応するため、いじめの認知に関する共通理解を図り、効果的な通報体制、相談体制を整えるとともに、解決に向け関係機関等との連携の強化に努める。

○ 学校の責務

学校は、教育活動全体を通し、生命を大切に作る心や公共のためを思う心などの育成に努める。

また、日頃からいじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめの認知に関する共通理解を図り、いじめを発見した場合は、その解消に向け組織的に対応し、教育委員会に報告する。

○ 保護者の責務

保護者は、いじめを正しく認識し、その保護する児童等に、いじめは人権侵害であり決して許される行為ではないことを指導し、いじめの防止等に関する取組に協力するよう努める。

また、いじめに関わる心配等がある場合は、学校や関係機関等に通報又は相談するなど積極的な連携、協力を努める。

○ 子どもの責務

子どもは、いじめを行ってはならない。

子どもは、いじめを受けた場合、いじめを発見した場合及びいじめの相談を受けた場合には、勇気を持って、家族、学校又は関係機関等に相談するよう努める。

○ 市民の責務

市民は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

また、市民はいじめを発見したときは、すみやかに市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努める。

Ⅱ 市及び教育委員会が実施する施策

1 市及び教育委員会が設置する組織

(1) 越谷市いじめ問題対策連絡協議会

市及び教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、市長部局、教育委員会、警察、児童相談所、地方法務局、小中学校長その他の関係者により構成される越谷市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携体制構築を図る。

(2) 越谷市いじめ防止対策委員会

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、法律、医学、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者で構成される越谷市いじめ防止対策委員会を教育委員会の附属機関として設置し、いじめ防止等のための対策の実効的な実施その他いじめ防止等のために必要な事項に関する調査審議を行う。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態に対し、当該学校の設置者の下に設けた組織によって調査を実施する場合は、越谷市いじめ防止対策委員会が所掌するものとする。

(3) 越谷市いじめ問題再調査委員会

市は、法第30条第2項に規定する調査を担う附属機関として、越谷市いじめ問題再調査委員会を設置する。

2 市及び教育委員会が実施する施策

(1) 「いじめの未然防止」のための取組

① いじめ防止のための研修会の実施による未然防止

「潤いに満ちた風土のある学級経営によるいじめ未然防止」をテーマに、各学校において生徒指導出前研修会を行うことにより、いじめに対する正しい認識と有効な未然防止のための手立て等を教職員が学ぶ機会を設定することによりいじめの未然防止を推進する。

② 警察との連携による未然防止

各学校において、警察署員による「いじめに特化した非行防止教室」を実施し、いじめ行為が態様により刑罰法規に抵触することについて具体的事例等を挙げながら児童生徒に教える取組を推進する。

③ いじめ防止に係るポスター等の作成と配布による啓発活動の推進による未然防止

教育委員会、学校及び関係機関・団体との連携によるいじめ防止に係る啓発ポスターの作成及び市内各学校への配布並びに教育委員会作成の「いじめ防止リーフレット」、「シール」等の市内全児童生徒への配布などによりいじめ防止啓発活動を推進する。

④ 情報モラル教育の充実による未然防止

児童生徒がパソコンや携帯電話等の情報通信機器を正しく有効に活用できるよう、教職員研修及び授業の充実、指導主事等が直接出向いて実施する児童生徒、教職員、家庭及

び地域を対象とした啓発活動等により、インターネットを介在したいじめの未然防止を図る。

⑤ 幼児期の教育

就学時検診時の子育て講座において「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。

⑥ 学校運営改善の支援

児童生徒からの相談に対応する体制整備のため、学校運営協議会など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

(2) 「いじめの早期発見」のための取組

① 「いじめの認知」に対する共通理解による早期発見

周囲の見過ごしにより、いじめとしての認知が行われないまま悩み続けることを防止するため、具体的な事例をとおして「いじめの認知」に関する共通理解を図ることができるよう、教職員の研修会を充実する。

② いじめに係る相談窓口設置等の充実による早期発見

いじめ問題に悩む子どもや保護者等が相談できるよう、来所相談、電話相談、子ども専用電話相談「ハートコール」、メール等による相談及び相談ポスト「つながりハートポスト」等、様々な形での相談窓口を設けるとともに相談体制について必要な広報その他の啓発活動を推進する。

③ 指導主事等による学校訪問及び学校相談員の配置等の取組による早期発見

指導主事及び教育指導員の学校訪問、学校相談員及びスクールカウンセラーの配置並びにスクールソーシャルワーカー及び学び総合指導員の派遣による子どもの状況の観察や聞き取り等を通していじめの可能性を察知し、学校の指導に役立てるよう支援助言を行う。

④ ネット上の見守り活動「越谷市ネットパトロール」による早期発見

ネット上の見守り活動「越谷市ネットパトロール」を業務委託により実施し、インターネットを介在したいじめの早期発見に努める。

⑤ いじめのサインを見逃さないための取組

市統一の「越谷市いきいきアンケート」調査結果、各学校において実施される定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握し、支援・助言を行う。

(3) 「いじめに対する早期対応といじめの早期解消」のための取組

① 報告に係る支援、調査等の実施による早期対応、早期解消

法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、学校に対し必要な支援を行い、講ずるべき措置等について指示する。さらに、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

② 児童生徒の出席停止

いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心

して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

③ 学校評価による取組の見直し

学校が、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、法第34条を踏まえるとともに、学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう指導・助言を行う。

Ⅲ 学校が実施する施策

1 基本方針の策定と組織等の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

子どもが一日の活動時間の多くを過ごし、家族以外の人間関係の多くを構築する場所が学校である。そして、認知されるいじめのほとんどがその子どもが在籍する学校において構築される人間関係の中で発生していることを考えると、いじめの防止等に関することにおいて学校の持つ責任は大きい。

以上のことに鑑み、加えて法第13条の規定に基づき、学校において、総合的、効果的かつ実効的な、いじめ防止等の取組が推進されるよう各学校における「いじめ防止基本方針」を策定し、定期的に見直すとともに教育委員会へ報告するものとする。

学校いじめ防止基本方針には、包括的な取り組みの方針、具体的な取組、学校いじめ対策組織の具体的な活動を記載するものとする。

さらに、ホームページへの掲載等により保護者や地域住民に公表するものとする。

(2) 各学校におけるいじめ防止等に関する組織の設置

いじめの防止等の取組は個々の教職員の努力のみによって推進されるものではない。学校全体はもちろん家庭、地域及び関係機関等が連携し、一体となって行われるものである。

以上のことに鑑み、加えて法第22条の規定に基づき、学校においては、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員に加え心理、福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーやその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、その存在や活動が児童生徒及び保護者に認識されるような取組を実施するものとする。

2 学校が実施する施策

(1) 「いじめの未然防止」のための取組

① 各学校における「居場所づくり」と「絆づくり」の推進による未然防止

すべての子どもが安心でき、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」、また、児童生徒の自治的、主体的な活動や異年齢集団による交流活動等とおして、他者の役に立っているという自己有用感をすべての子どもたちが感じ取れる「絆づくり」のための取組を推進する。

② 各学校における意図的、計画的、継続的ないじめをなくす取組の推進による未然防止

各学校は、年間をとおした「いじめをなくす取組計画」を作成し、意図的、計画的、継続的かつ組織的にいじめの未然防止を図り、いじめ問題の根絶を目指す取組を推進する。

③ 「いじめ防止強化月間」の設定による未然防止

「いじめ防止強化月間(毎年10月、11月)を定め、各学校で作成した「いじめをなくす取組計画」等に則った日常的に推進しているいじめ防止活動の一層の充実を図るとともに、児童

生徒の問題意識の高揚や自治的、自主的な実践力を高めるために児童会、生徒会等によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、児童生徒自身がいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を訴え、自助、共助の力を身につけられるような取組を推進する。

(2) 「いじめの早期発見」のための取組

① 「いじめの認知」に対する共通理解による早期発見

周囲の見過ごしにより、いじめとしての認知が行われないうまま悩み続けることを防止するため、具体的な事例をとおして「いじめの認知」に関する共通理解を図るとともに、保護者への啓発を図る。

② いじめのサインを見逃さないための様々な取組による早期発見

各学校において日々のきめ細かな観察、会話、定期的なアンケート調査、日記指導及び個人面談等により子どもの発するいじめのサインを教職員が一層鋭敏に察知できるような取組を充実させるとともに、児童生徒からの相談に対しては、教職員が迅速に対応する。

③ 地域の眼を活用した取組による早期発見

子どもの友人関係の変化は、登下校の様子からも察知することができる。そこで、子どもの登下校の安全指導を行っている地域の見守り隊及び交通指導員等から情報の入手を積極的に行う。

(3) 「いじめに対する早期対応といじめの早期解消」のための取組

① 教職員がいじめを認知した場合には、情報を抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。さらに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、被害児童生徒及び加害児童生徒への対応を行うものとする。また、状況によって「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対処も可能であるが、その場合にもいじめとしての認知と情報共有を行う。

② 学校相互間の連携協力体制の整備による早期対応、早期解消

学校が、いじめを受けた児童生徒等に対する支援やいじめを行った児童生徒等に対する指導助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

③ いじめ防止等のための対策の実施状況についての調査研究による早期対応、早期解消

いじめを受けた児童生徒等に対する支援、いじめを行った児童生徒等に対する指導助言のあり方及びインターネット等を通じて行われるいじめへの対応のあり方その他いじめの防止等のために必要な事項や対策の実施状況についての調査研究を進める。

④ 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校の「いじめ防止基本方針」に則った具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

⑤ いじめの解消

被害児童生徒に対するいじめの行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続しており、かつ心身の苦痛を感じていないと認められる場合、いじめが解消している状態と判断する。ただし、いじめが再発する可能性を踏まえて、日常的に注意深く観察するものとする。

IV 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「越谷市いじめの重大事態の調査に関する具体的な手順」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

1 重大事態の定義

- いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合

身体に重大な傷害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合

精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告、調査等に当たる。

2 発生時の対応と調査

(1) 重大事態発生時の対応

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に事態発生について報告する。教育委員会は、これを市長に報告する。

重大事態に係る調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらが主体となるかは、重大事態への対処や保護者の訴え及び学校の教育活動への支障の有無等を踏まえ、教育委員会が決定する。

教育委員会が調査の主体となる場合は、前述のように越谷市いじめ防止対策委員会を法第28条に定める調査のための組織として位置付ける。

学校が調査の主体となる場合は、法第22条の規定に基づくいじめの防止等の対策のための組織を調査のための組織として位置付ける。この場合、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び適切な支援を行う。

(2) 調査の実施

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

当該児童生徒はもとより、場合によって、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や

聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要となる。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望及び意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

○ 児童生徒が自殺に至った場合

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査のあり方については、文部科学省が策定した「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議発)及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月、文部科学省刊)を参考とする。

3 調査結果の取扱

調査結果については、学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

なお、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー等関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

4 再調査と結果の取扱

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

この再調査は、越谷市いじめ問題再調査委員会が行う。

再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時、適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果について説明するものとする。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事やスクールカウンセラー等を派遣し、当該学校への重点的な支援を行う等必要な措置を講ずるものとする。

また、市長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシー保護等の必要な配慮を行い、その結果を市議会に報告する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市及び教育委員会は、法の施行状況等を勘案して、越谷市いじめ問題対策連絡協議会において基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。